

GALL



2020年5月

労務関連速報—雇用維持スキーム (ESS) の初回の支払の申請手続開始へ

香港政府は近時、雇用維持スキーム (Employment Support Scheme) (ESS) のより詳細な情報を提供するとともに、その範囲を拡張した。

- 1) ESSの初回の支払の申請は、2020年5月25日から同年6月14日まで受け付けられることが予定されている。ESSの2度目の支払の申請の詳細は、未だ公表されていない。
- 2) 2020年3月31日以前に、強制退職金積立スキーム (Mandatory Provident Fund) (MPF) のアカウントを開設していたか、又は職業退職金スキーム条例 (Occupational Retirement Schemes Ordinance) (ORSO) に基づく関連するスキームの構成員であった全ての雇用主 (ただし、政府機関のような例外を除く。) は、ESSの初回の支払を申請する資格を有する。申請資格を得るために日付をさかのぼらせる行為は、許されない。
- 3) 申請資格を有する雇用主は、政府から給与を受けるスタッフであっても、当該スタッフが民間のプロジェクトに従事している場合、その給与の全額が政府から支給されているのでない限り、当該スタッフに関し、ESSの助成金を申請することができる。しかし、当該雇用主が関連する従業員のためにMPFの積み立てを行っていたか、ORSOのスキームが当該従業員のために設立されていたことが必要である。
- 4) 雇用主は、マスター信託スキーム (Master Trust Schemes) 及び産業スキーム (Industry Schemes) に加入する正規従業員 (すなわち、18~65歳の従業員) 及び65歳以上の従業員に関し、賃金助成金を申請することができる。しかし、雇用主は、臨時従業員 (すなわち、18~65歳の従業員であって、ケータリング産業又は建設業に従事しており、日雇いで雇用されているもの又は60日以下の期間を定めて雇用されているものをいう。) に関しては、申請を行うことができない。
- 5) 行政手続を効率化するため、雇用主は、政府が選任したESS手続処理代理人 (代理人) とMPFの受託者に対し授権を行う必要がある。MPFの受託者は、当該授権を受けて、代理人に対し直接MPF記録証明書を送付する。

GALL

- 6) ESSの初回の支払を申請する雇用主は、2019年12月から2020年3月までの間の任意の1か月を、すべての従業員に対する「特定月」として選択することとなる。当該「特定月」における従業員の数と当該従業員のそれぞれの賃金が、計算の基礎となる。雇用されてはいるが現在は無給休暇又は半給休暇中である従業員も含まれる。賃金助成金は、従業員の実際の賃金額（ただし、18,000香港ドル（1香港ドル＝13.79円で計算（以下同じ）すると、約25万円）が上限）の50%となる。すなわち、1従業員当たりの月額は、最大で9,000香港ドル（約12万5000円）ということになる。65歳以上の従業員に関しては、その雇用主が当該個々の従業員の基本給に関する情報をMPFの積立てを行う際に提供していなかった場合は、賃金助成金は、当該関連する従業員のために雇用主が「特定月」において任意に積み立てた額に10を乗じて計算するが、この場合も1従業員当たり月額9,000香港ドル（約12万5000円）が上限となる。しかし、各雇用主が受領できる助成金の総額には、何ら上限はない。
- 7) ESSの目的のため、関連するMPFの積立てのデータを変更することは全く許されないことに留意すべきである。
- 8) ESSを申請する雇用主は、オンライン上で申請を行う時に、以下の保証を行うことが求められる。
 - a) 助成金期間中、余剰人員整理解雇（redundancy）を実施しないこと。
 - b) 賃金助成金のすべてを、その従業員の賃金支払に用いること。
- 9) 助成金は、賃金の支払のためだけに用いなければならないが、他の費用や寄付金に充てる目的で申請することはできない。雇用主がESSの初回の支払を受領しながら、3か月の助成金期間（2020年6～8月）の間のある特定の月に対し受領したすべての賃金助成金を当該月における従業員の賃金支払のために用いなかった場合は、香港政府は、費消されていない助成金の残額を回収する。さらに、助成金期間のうちいかなる1か月においても、雇用されていた従業員が2020年3月における有給又は無給のスタッフの数を下回ったときは、当該雇用主は香港政府により処罰される。加えて、申請者は、虚偽の陳述をしたことを理由として法的責任を負うことになる。
- 10) 濫用や違反行為を含む事例をふるいにかけて追跡するため、ESSにおいては、監視・評価のメカニズムが構築されることが予想される。透明性を確保するための措置として、助成金を受領した雇用主、利益を受ける従業員の総数、及び助成金の額のリストを公表することが含まれる。違反があれば、市民や従業員により関連する当局に通報される羽目になる。
- 11) 助成金期間中は賃金を減額すべきでないというのが香港政府の想定であるが、ESSにおいて賃金の控除が禁止されているというわけではない。
- 12) 2020年3月31日以前にMPFのアカウントを開設し同日までに同アカウントが解除されていなかった個人事業主は、一時金として7,500香港ドル（約10万円）の助成金を申請する資格を有する。

GALL

解説

ESSにより、余剰人員として整理解雇されかねない従業員の雇用維持が促進されるであろう。助成金を受領する雇用主は、悪事を追跡しようと躍起になる公衆の環視にさらされることになるが、この点は、雇用主をしてESSの助成金の申請をためらわせる可能性もある。次週、香港政府は、初回の支払の申請手続と処罰の詳細を公表することが想定される。今後も、最新の情報を当欄でお知らせする。

ESSに関する弊所の近時の記事は、こちらとこちらをご参照ください。

お問い合わせ



Andrea Randall
パートナー
+852 3405 7630
andrearandall@gallhk.com



Kritika Sethia
リーガルアナリスト
+852 3405 7654
kritikasethia@gallhk.com



Takashi Ugajin
外国法事務弁護士
+852 3405 7658
takashiugajin@gallhk.com

本記事に含まれる事項は、一般的な情報提供の目的のためだけに提供されるものであり、いかなる特定の事実や状況に対しても、法律上、会計上、金融上又は税務上の助言や意見と解釈されてはならず、そのようなものとして依拠されてはならないものとします。当事務所は、本記事に含まれる情報に依拠して生じうる作為又は不作為により直接的又は間接的に生じるいかなる損害にも、責任を負いません。読者固有の状況や特定の法的疑問については、それらに関する法的助言を依頼することをぜひご検討ください。